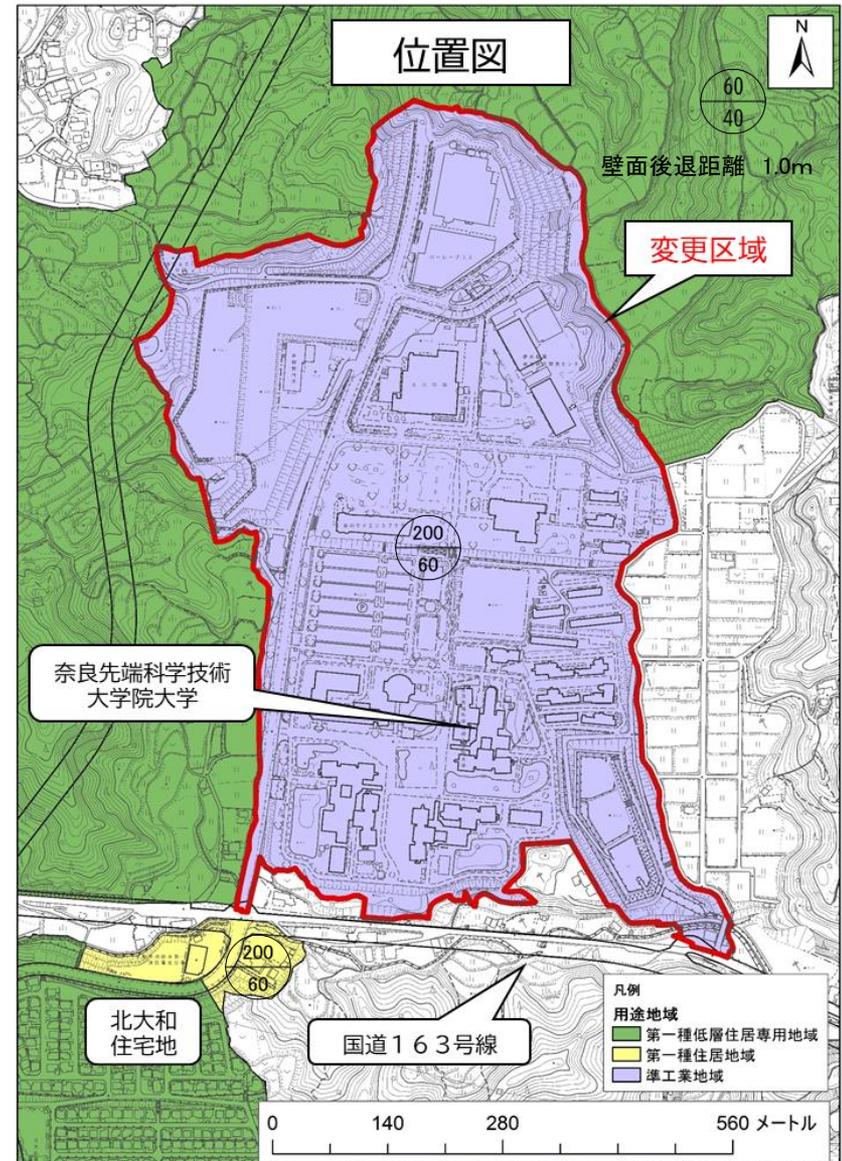


第3号案件

大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画
の変更について <諮問：生駒市決定>

位置・区域

本地区は、本市の中心市街地から北東約5 kmに位置し、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵の一角にあって、関西文化学術研究都市・高山地区として整備が進められている。



対象区域航空写真 (令和2年8月撮影)



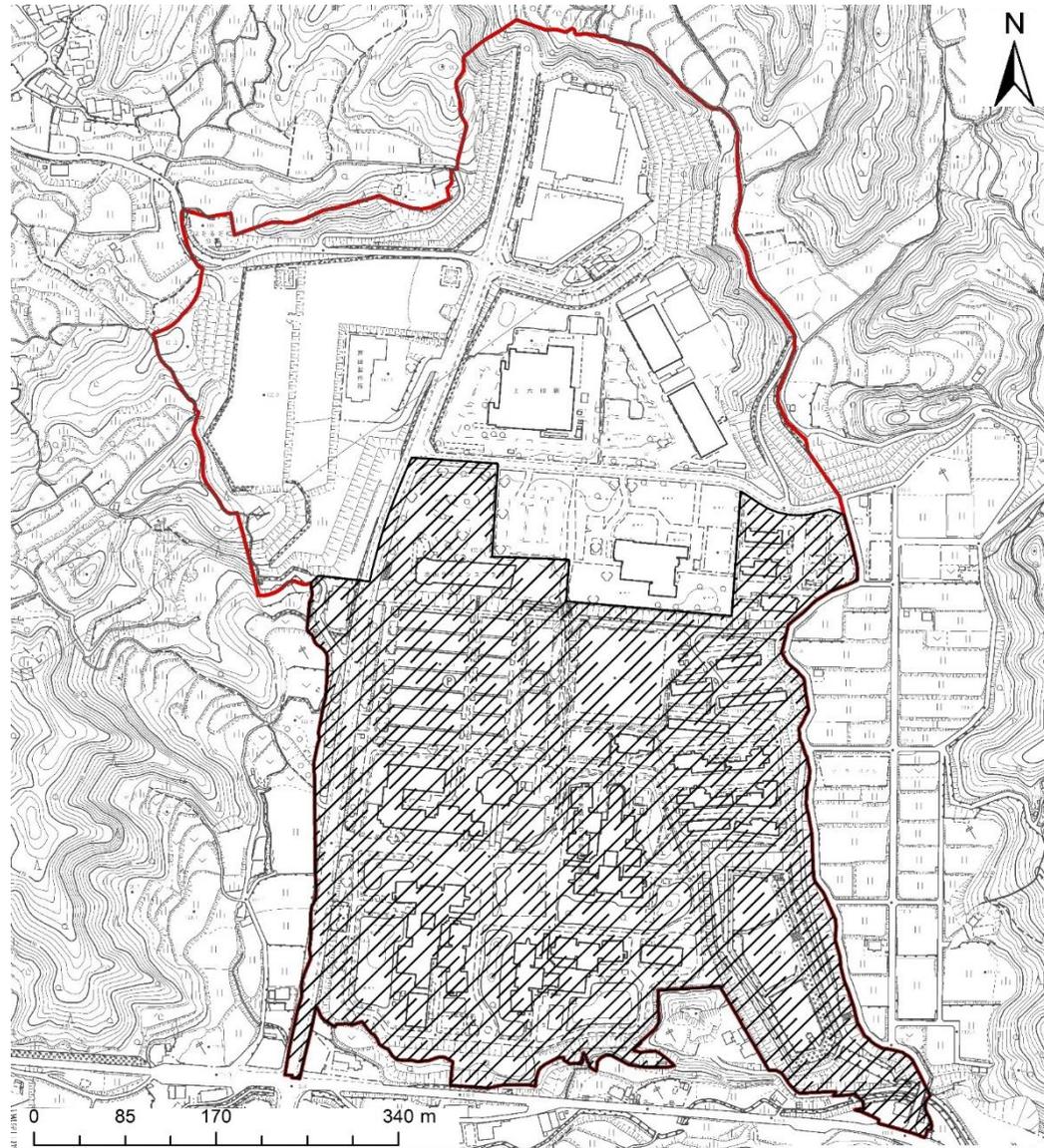
大和都市計画生駒市高山学研地区地区 計画を変更する理由

昨今の社会状況を踏まえ、育児と仕事の両立を実現できる理想的な就業環境を整えていくため、大学・交流施設ゾーンにおいて「事業所内保育施設」の設置が可能となるよう、地区計画の変更を行うものである。

大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画の概要

名 称	生駒市高山学研地区地区計画
位 置	生駒市高山町、上町、鹿畑町の各一部
区域の面積	約45.0ha
地区計画の目標	合理的な土地利用計画のもとに建築物等の規制誘導を積極的に推進し、本地区にふさわしい良好な教育研究環境を確保するとともに、アカデミックで、かつ、潤いのある街区の形成を目標とする。
土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none">1 大学・交流施設ゾーン 奈良先端科学技術大学院大学、産学研究交流及び地域交流の拠点となる高山サイエンスプラザ並びにこれらに関連する駐車場、体育施設等の整備を図る。2 研究所ゾーン 先端的な科学技術分野を対象とする民間の研究施設及び研究開発型産業施設の整備を図る。

地区計画区域



凡例	
地区計画区域 (地区整備計画区域)	
大学・交流施設ゾーン	
研究所ゾーン	

地区整備計画における制限の変更内容

制限内容（新旧対照）

地区の細区分	名称	大学・交流施設ゾーン	
	面積	23.4 ha	
		現行	変更後
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) ~ (12) 略</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。）</p> <p>(4) ~ (12) 略</p>

地区整備計画における制限の変更内容

建築基準法改正に伴う用途名称・根拠条文等の変更

		現行	変更後
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	身体障害者福祉ホーム	福祉ホーム
	建築物の壁面の位置の制限	別表第1(い)項に掲げる公益上必要な建築物	建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第130条の4(同条第一号、第二号及び第五号チを除く)に掲げる公益上必要な建築物
	別表第1	(あ)項 (15)骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの (17)レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの (19)活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。) (24)ドラムかんの洗浄又は再生	(あ)項 (15)骨、角、 牙 、ひずめ若しくは貝 殻 の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの (17) レディー ミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの (19)活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又は 窯 を使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。) (24)ドラム 缶 の洗浄又は再生
		(い)項 7	削除

地区整備計画における制限の変更内容

建築基準法改正に伴う用途名称・根拠条文等の変更

		現行	変更後
建築物等に関する事項	別表第2	<p>備考</p> <p>1 この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が<u>零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリの状態に換算した数値とする。</u></p> <p>4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が<u>零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値とする。</u></p> <p>4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。</p>

地区計画の決定に係る縦覧結果について

都市計画の種類	大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画
告示日	令和 3 年 10 月 6 日
告示番号	生駒市告示第 204号
縦覧期間	令和3年10月6日から令和3年10月20日まで
縦覧者数 (都市計画課窓口)	なし
意見書の提出	なし